

V 政治教育

1 「政治教育」に関する学習指導要領の記述

【小学校学習指導要領】

第2章 各教科

第2節 社会

第1 目標

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各学年の目標及び内容

＜第6学年＞

1. 目標

- (2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

2. 内容

- (2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

3. 内容の取扱い

- (2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、国民の祝日に関心を持ち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、租税の役割などについても扱うようにすること。その際、政治の制度や機構に深入りしないよう配慮すること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、身近な公共施設の建設、地域の開発、災害復旧の取組などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

【中学校学習指導要領】

第2章 各教科 第2節 社会

第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的、平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

＜公民的分野＞

1. 目標

- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深めるとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。

2. 内容

- (3) 現代の民主政治とこれからの社会

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせるとともに、法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深める。さらに、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治を推進するためには、公正な世論の形成と国民の政治参加が大切であることに気付かせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

3. 内容の取扱い

- (5) 内容の指導に当たっては、教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、生徒の公正な判断力の育成を目指すものとする。

【高等学校学習指導要領】

第2章 普通教育に関する各教科

第3節 公民

第1款 目標

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

第2款 各科目

第1 現代社会

1. 目標

人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2. 内容

(1) 現代に生きる私たちの課題

現代社会の諸問題について自己とのかかわりに着目して課題を設け、倫理、社会、文化、政治、経済など様々な観点から追究する学習を通して、現代社会に対する関心を高め、いかに生きるかを主体的に考えることの大切さを自覚させる。

(2) 現代の社会と人間としての在り方生き方

現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる。

ウ 現代の民主政治と民主社会の倫理

基本的人権の保障と法の支配、国民主権と議会制民主主義、平和主義と我が国の安全について理解を深めさせ、日本国憲法の基本的原則について国民生活とのかかわりから認識を深めさせるとともに、世論形成と政治参加の意義について理解させ、民主政治における個人と国家について考えさせる。また、生命の尊重、自由・権利と責任・義務、人間の尊厳と平等、法と規範などについて考えさせ、民主社会において自ら生きる倫理について自覚を深めさせる。

エ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割

世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛、資本主義経済と社会主義経済の変容、貿易の拡大と経済摩擦、南北問題について理解させ、国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。

3. 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

オ 政治及び宗教に関する事項の取扱いについては、教育基本法第8条及び第9条の規定に基づき、適切に行うこと。

第3 政治・経済

1. 目標

広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

2. 内容

(1) 現代の政治

現代の日本の政治及び国際政治の動向について関心を高め、基本的人権と議会制民主主義を尊重し擁護することの意義を理解させるとともに、民主政治の本質について探究させ、政治についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。

ア 民主政治の基本原則と日本国憲法

日本国憲法の基本的性格と国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観し、政治と法の機能、人権保障と法の支配、権利と義務の関係、議会制民主主義について理解させ、民主政治の本質や現代政治の特質について探究させるとともに、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての参政の在り方について考察させる。

(3) 現代社会の諸課題

政治や経済に関する基本的な理解を踏まえ、現代の政治や経済の諸課題を追究する学習を行い、望ましい解決の在り方について考察させる。

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、労使関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保全、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて考察させる。

3. 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

エ 内容と関連のある現代の諸問題や時事的事象の取扱いについては、教育基本法第8条の規定に基づき、適切に行うこと。

2 各国の「政治教育・公民教育」について

1. アメリカ

- ・初等中等学校では、民主主義を基本理念とする米国社会の市民として必要とされる「責任」と「権利」に関する指導に重点を置いた「公民教育」を実施している。

▼教育目標は、一般に以下の3点とされている

- ① 公共心の涵養と基本的人権を尊重する精神の育成
- ② 社会に主体的に参加する態度の形成
- ③ 公共心や基本的人権の理解あるいは社会参加に必要な知識の習得

▼授業時間数・教育内容・教育方法は州によって多様である。一般的には、政治の目的や仕組み、民主主義の基本理念、民主主義社会における市民の役割、国際社会における米国の役割などを教えるものとされているが、例えば、カリフォルニア州では市民としての価値、民主主義の原則、責任ある態度と行為等について、教科横断的に教えることとされている。

▼多くの州では、州教育法において公立初等中等教育学校で「公民教育」を実施することを定めているが、一般に「公民教育」は独立した教科としてではなく、教科横断的なものとして、あるいは学校行事の中で教えられるものとされている。

2. イギリス

- ・初等中等学校においては、市民教育(citizenship education)が行われている。市民教育(citizenship education)はこれまで全国共通カリキュラムにおいては独立教科ではなく、各教科の中で横断的に実施されてきたが、2002年から中等学校で必修化されることとなった。なお、教育の具体的な在り方については各学校に委ねられているため、学校全体のカリキュラムの中で、各学校が市民教育(citizenship education)の取扱いについても決定することとなる。

▼「市民教育(citizenship education)」の基本的目標は以下のとおり

(「全国共通カリキュラム」より)

- ① 民主社会における積極的な市民としての義務、権利及び責任に関する知識と理解を深める。
- ② 成長の過程で直面する道徳的社会的課題に対処する評価基準、技能、知識を備える。
- ③ 人格や社会性の発達、心身の健全な成長を促す。
- ④ 多様性に対する尊重と理解を促進し、民族差別を含むいじめや偏見と闘う姿勢を養う。

3. フランス

- ・初等中等教育の全課程において、市民社会の構成員としての自覚・資質を養う「公民教育」が行われている。全体の目標としては、「児童・生徒が民主主義の制度を理解し、社会生活及び個人生活の様々な場面で責任感を自覚すること」が掲げられている。

▼小学校の公民教育の目標は、学習指導要領によると以下の2点

- ①社会生活上の規律と基本的価値観を認識し、個人の責任感を身につけること
- ②フランス、ヨーロッパ、及び世界における民主主義の原理・制度を学ぶこと

▼コレージュ(前期中等教育)での公民教育の目標は、学習指導要領によると以下の3点

- ①民主主義とフランス共和国の基本的原理・価値観、法制度の知識、及び社会的・政治的生活上の規律を理解することにより、人権・市民という考え方を身につけること
- ②個人及び集団の責任感覚を養うこと
- ③批判精神と議論に基づいた思考判断力を習得すること

▼リセ(後期中等教育)での公民教育の目標は、学習指導要領によると、論理的な意見を持ち、それを表現する能力を身につけ、他人の意見を尊重する能力を育成することにあるとされている。